令和９年度
償却資産（固定資産税）申告の手引き

固定資産税では土地や家屋のほかに、事業用に所有している償却資産についても課税の対象となります。そのため、償却資産を所有されている方は、毎年１月１日（賦課期日）現在における償却資産について申告することが義務付けられています。（地方税法第 383 条）

つきましては、この手引きを参考に申告書を作成のうえ、下記法定申告期限までにご提出ください。

申告期限　令和９年２月１日（月）

≪重要≫ 申告書の作成・提出前に必ずご確認ください！

毎年多くの記入もれや申告誤り等が発生しています。申告書の作成前に本手引きの内容をご確認いただき、記入もれや申告誤りのないように作成していただきますようご協力をお願いします。

【特に注意が必要な事項】

- ☐ 資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数がもれなく記入されていますか？
- ☐ 対象外の資産（小型特殊自動車や３年一括償却資産等）を計上していませんか？
- ☐ 増加・減少した資産にもれはありませんか？

★ 提出していただく書類 ★

・資産の増減があった場合	☐ 償却資産申告書 ☐ 種類別明細書（増加資産・全資産用）／（減少資産用） →増減があった資産（前年以前の申告もれや申告誤り分を含む）全てについて記入してください。
・資産に増減がなかった場合 **・該当の資産がない場合**	☐ 償却資産申告書 →「18 備考（添付資料等）」欄の「1.資産の増減なし」又は「2.該当資産なし」を〇で囲んでください。
・初めて申告する場合	☐ 償却資産申告書 ☐ 種類別明細書（増加資産・全資産用） →所有している資産（前年以前の取得分含む）全てについて記入してください。
・電算処理による申告の場合	☐ 償却資産申告書 →高山市が送付した印字された申告書があれば、その申告書を使用しない場合でも必ず同封して提出してください。（eLTAX による電子申告の場合を除く） ☐ 全資産の種類別明細書 →資産内容が前年度と変更がない場合でも、評価額や課税標準額が記載された全資産の種類別明細書を添付してください。

※上記のほか、マイナンバー制度に関する書類が必要な場合があります。（12 ページ参照）
非課税や課税標準特例の適用を受ける場合は別途申告書等の提出が必要です。（6・７ページ参照）

【目　次】

１．償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～６ページ
２．税制上の優遇措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６・７ページ
３．評価額、税額等の算出と納税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８ページ
４．申告書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９～11 ページ
５．申告もれ等に関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 ページ

（この手引きは令和８年１０月１日現在の法令に基づいて作成しています。）

岐阜県高山市

Ⅰ．償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、法人や個人事業主が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（一部対象外あり、下記(3)参照）をいいます。

(1) 償却資産の種類と具体例

資産の種類	主な償却資産の例示
1 構築物	
構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)等
建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、ＬＡＮ設備等 詳しくは５ページ「家屋と償却資産の区分表」参照
2 機械及び装置	工作機械・印刷機械・土木建設用機械等の各種産業用機械、太陽光発電設備等
3 船舶	一般船舶、ボート等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号の上一桁が０又は９ではじまるもの)等
6 工具、器具及び備品	冷暖房機器、パソコン、陳列ケース、冷凍冷蔵庫、自動販売機、机、椅子、ロッカー、金庫、レジスター、応接セット、室内装飾品、その他業務用の備品等

(2) 申告の対象となる資産

令和９年１月１日現在事業の用に供することができる資産のうち、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる有形の固定資産（土地及び家屋を除く）です。また、下記に該当する資産も申告の対象となります。

- ◆ 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）
- ◆ 決算期以後１月１日までの間に取得された資産で、固定資産勘定に未計上の資産
- ◆ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ◆ 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- ◆ 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- ◆ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼動していない資産）
- ◆ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ◆ 下記(4)で**申告対象**となっているもの

(3) 申告の対象とならない資産

- ◆ **自動車税及び軽自動車税の課税対象となるべきもの（小型特殊自動車含む）**
- ◆ 無形固定資産（例:水利権、漁業権、特許権、実用新案権、意匠権、ソフトウェア、営業権）
- ◆ 商品、貯蔵品、生物（鑑賞用・興行用のものを除く）
- ◆ 取得価額が１点 100 万円以上の美術品（時の経過により価値が減少することが明らかなものを除く）
- ◆ 繰延資産（例：開業費、開発費）
- ◆ 下記(4)で**申告対象外**となっているもの

(4) 少額の減価償却資産の申告の要否

償却方法＼取得価額	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 40 万円未満	40 万円以上
① 一時損金算入したもの	申告対象外			
② ３年間で一括償却したもの	申告対象外			
③ リース資産（ファイナンス・リース）	申告対象外		**申告対象**	
④ 中小企業特例を適用して損金算入したもの	**申告対象**			
⑤ 個別に減価償却することを選択したもの	**申告対象**			

① 法人税法施行令第 133 条第１項、所得税法施行令第 138 条第１項に規定するもの。
② 法人税法施行令第 133 条の２第１項、所得税法施行令第 139 条第１項に規定するもの。
③ 法人税法第 64 条の２第１項・所得税法第 67 条の２第１項に規定するもの。
④ 租税特別措置法第 28 条の２、第 67 条の５等に規定するもの。
⑤ 取得価額が 10 万円未満であっても一時に損金算入せずに個別に償却しているもの。ただし、**個人の場合は**平成 10 年４月１日以後開始の事業年度に取得した **10 万円未満の資産はすべて必要な経費**となる。

※ 上記①②④において、令和４年１月１日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産は対象外。

(5) 業種別の主な償却資産（具体例）

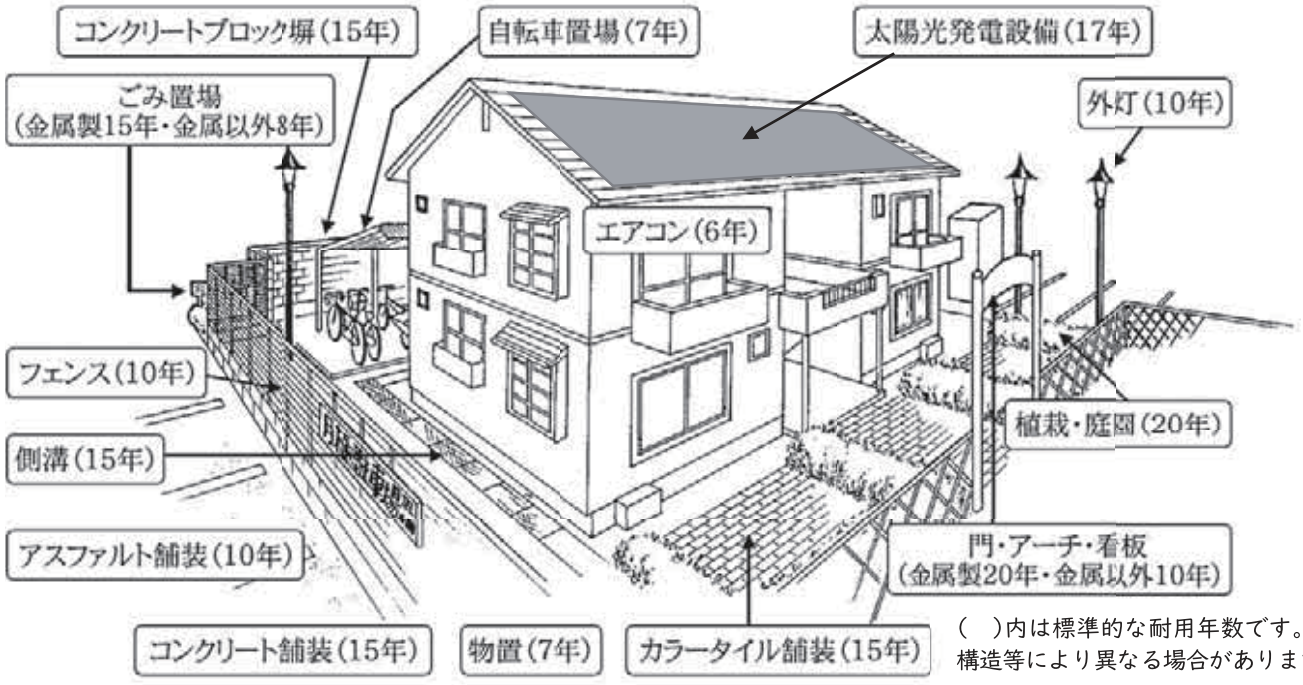
業種名	主な償却資産
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、側溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、中央監視装置、簡易間仕切、冷暖房機器、応接セット、キャビネット、ＬＡＮ設備、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷凍冷蔵庫等
飲食業	自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷凍冷蔵庫等
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒滅菌器、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン等
医療業	各種医療機器（ベッド、手術台、Ｘ線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、ＣＴスキャン）、各種キャビネット等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
製造業(工場)	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館・ホテル	ガスレンジ等の厨房設備、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、エレクトーン等の楽器、放送設備等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具等
印刷業	各種印刷機、裁断機等
建設業	ポンプ、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、ブルトーザー・パワーショベル等の大型特殊自動車等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器、地下タンク等
農業	田植機（乗用でない）、稲刈機、脱穀機、きのこ栽培用ほだ木、ビニールハウス、農業用構築物、農耕用車輌（4 ページの小型特殊自動車に該当しないもの）等
不動産賃貸業	駐車場舗装、自転車置場、ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス等

太陽光発電設備について

- ◆ 法人・個人に関わらず、事業の用に供する太陽光発電設備は、余剰売電・全量売電・自家消費のいずれにおいても償却資産の申告が必要です。また、非事業主の個人であっても、発電出力 10 キロワット以上の設備は償却資産の申告対象となります。
- ◆ 売電設備は売電開始日が取得年月となります。
- ◆ 太陽光パネルが屋根材として設置されている場合は、固定資産税の家屋の対象となりますので、別途ご連絡をお願いします。

賃貸アパートの主な償却資産

※アパート本体は、家屋として課税されます。



（　）内は標準的な耐用年数です。
構造等により異なる場合があります。

(6) リース資産

◆ ファイナンスリース取引のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が借主に無償で移転するもの等以外のもの(所有権移転外ファイナンスリース)について、国税においては、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が当該資産を申告する必要があり、**借主は申告する必要はありません**。

◆ ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が 20 万円未満である場合は、固定資産税(償却資産)の申告対象外となります。

◆ ファイナンスリース取引のうち、販売代金が完済された時に所有権が借主に移る条件付きの資産(所有権留保付売買資産)に当たる場合には、貸主及び借主の共有とみなされ、連帯納税義務が生じますが、原則として借主が申告してください。

(7) 小型特殊自動車の市税の取扱い

下記の**小型特殊自動車**に該当するものは、路上の走行の有無に関わらず**軽自動車の課税対象**となるため、**償却資産の申告の対象外**となります。

特殊自動車の種類	小型特殊自動車に該当する場合の条件			
	長さ	幅	高さ	最高速度
① **農耕作業用自動車の場合** トラクター、田植機、マニアスプレッダー、コンバイン等	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h 未満
② **その他の特殊自動車の場合** フォークリフト、ショベルローダ、ロードローラー等	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h 以下

◆ 型式認定番号が「農〇〇〇号」のものは①農耕作業用自動車に該当します。

◆ 上の表中の条件を 1 つでも超える場合は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告対象となります。

◆ 小型特殊自動車に該当するものがこれまで償却資産として申告されていた場合は、「種類別明細書(減少資産用)」に必要事項を記入し、資産を抹消する申告をしてください。(詳しくは 11 ページを参照)

◆ 小型特殊自動車の軽自動車の登録(ナンバーの取得)がされていない場合は、市役所税務課又は支所の税務担当窓口へ身分証明書(顔写真付き)、販売証明書(販売日・販売店の記載があるもの)及び車種・車名・車体番号・型式認定番号がわかるものを持参し、登録申請を行ってください。

【軽自動車税の問合せ先】高山市役所 税務課 税制係 ≪電話 0577-35-3136≫

(8) 建物附属設備・特定附帯設備の取り扱い

※5 ページの「家屋と償却資産の区分表」参照

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

◆ 固定資産税では、自己所有家屋に取り付けた建物附属設備のうち、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める建築設備(電気設備・ガス設備・給排水設備・衛生設備・消火設備・空調設備等)については家屋に区分し、それ以外については償却資産に区分して課税することとなっているため、自己所有の家屋に取り付けたものであっても**償却資産に区分される建物附属設備については申告の対象となります**。

◆ **特定の生産又は業務用の設備等**(動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備)については**償却資産として申告が必要**となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、冷凍倉庫における冷凍設備、ホテルや病院における厨房設備や洗濯設備等が該当します。

賃借人等の方が取り付けた特定附帯設備(内装・造作・建築設備等)

◆ 賃貸ビル等を借り受けて事業を行っている方(テナント等)が自ら事業を営むために取り付けた建築設備(電気設備・ガス設備・給排水設備・衛生設備等)や、外壁・内壁・天井・床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを「特定附帯設備」といい、特定附帯設備については取り付けた**テナント等の方が償却資産として申告する必要があります**。

(9) 家屋と償却資産の区分表（主な設備等の例示）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作・建具等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式、建具等	○			◎
電気設備	高圧受変電設備	設備一式（配線・配管を含む）		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式（配線・配管を含む）		◎		◎
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力(高圧)配線設備	特定の生産又は業務用の設備一式（配線・配管を含む）		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	ＬＡＮ設備	設備一式（機器・端末を含む）		◎		◎
	放送・拡声設備	マイクロフォン、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	マンション等の集合玄関機等		◎		◎
		上記以外の家屋と一体の設備	○			◎
	監視カメラ(ＩＴＶ) ＴＶ視聴設備	受像機（モニター、テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用） 中央制御式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管	○			◎
	衛生器具設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	壁掛・窓掛等のエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		天井・壁面等への埋込式エアコン、上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備（換気扇等）	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル、百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備（給湯室の流し台等）	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
	その他設備等	融雪設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ＰＯＳシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、郵便受、カーテン・ブラインド、簡易物置、ポール等		◎		◎
外構工事	外構工事	舗装路面、門、塀（フェンス等）、植栽、庭園等		◎		◎

(10) 国税との比較

固定資産税（償却資産）の取扱いと国税の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間	**暦年（賦課期日制度）**	事業年度
減価償却の方法	**一般の資産は定率法（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる）**	定率法と定額法の選択制（建物・建物附属設備・構築物は定額法）
前年中の新規取得資産	**半年償却（1/2）**	月割償却
圧縮記帳の制度	**認めていない**	認めている
特別償却・割増償却	**認めていない**	認めている
増加償却	**認めている**	認めている
評価額の最低限度額	**取得価額の 5%**	備忘価額 1 円
改良費（資本的支出）	**区分評価**	原則区分評価（一部合算評価）
少額の減価償却資産 ※法人のみ 使用可能期間が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産	**損金算入したものは課税対象外**	損金算入が可能
一括償却資産 取得価額が 20 万円未満の減価償却資産	**3 年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外**	3 年間で損金又は必要な経費に算入可能
即時償却資産 中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した 40 万円未満の減価償却資産	**課税対象となる**	損金又は必要な経費に算入可能

(11) 耐用年数の短縮等を適用した資産の取扱い

令和 8 年 1 月 2 日から令和 9 年 1 月 1 日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮・増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、申告書及び種類別明細書にその旨を記載（9・10 ページ参照）し、承認通知書又は届出書の写しを添付してください。

これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

2．税制上の優遇措置

次の資産については税制上の優遇措置があります。詳しくは税務課までお問合せください。
なお、いずれも法律改正により新設・延長・廃止等、内容や条項が改正される場合があります。

(1) 減免が適用される資産

高山市税条例で定める次のいずれかに該当する場合は、申請により減免を受けることができます。該当資産がある場合は税務課にご相談いただき、申請手続きを行ってください。

- ◆ 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方の所有する資産
- ◆ 公益のため直接専用する資産（有料で使用するものを除く）
- ◆ 市内で発生した自然災害（台風・地震・雪災等）や火災等により著しく価値を減じた資産
- ◆ その他特別の理由がある資産

(2) 非課税が適用される資産

地方税法（第 348 条、附則第 14 条等）で定める非課税の要件を満たす資産（社会福祉法人等が小規模保育事業・児童福祉施設・社会福祉事業の用に供する資産等）については、固定資産税が非課税となります。

該当資産がある場合は事前に税務課にご相談いただき、取得した翌年の 1 月 31 日までに「固定資産税非課税申告書」を提出してください。

なお、非課税の対象となる資産については、地方税法の規定をご確認ください。

(3) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法（第 349 条の 3、附則第 15 条等）で定める課税標準特例の要件を満たす資産を新規取得した場合には、固定資産税の課税標準額が減額されます。

該当資産がある場合は事前に税務課に要件を確認のうえ、「課税標準の特例適用届出書」及び添付書類を提出していただき、種類別明細書の該当部分の「摘要欄」にその旨の表示と適用条項を記入してください。（10 ページ参照）

※「課税標準の特例適用届出書」は市のＨＰからダウンロードできます。

①先端設備等の減額制度

◆対象資産：中小企業等経営強化法に基づき中小事業者等が新規取得した認定先端設備等
◆特 例 率：1.5%以上の賃上げ表明ありの場合、最初の 3 年 1/2
3.0%以上の賃上げ表明ありの場合、最初の 5 年 1/4
◆適用期間：計画の認定日～令和 9 年 3 月 31 日の取得
※要件や提出書類等の詳細については、高山市ホームページ「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定申請について」をご覧ください。

② 再生可能エネルギー発電設備の減額制度

◆対象資産：一定の要件を満たして取得した太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス発電設備
◆特 例 率：設備の種類・取得時期・発電出力により異なります。
◆適用期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日の取得
※特例率・要件・提出書類等の詳細については、高山市ホームページ「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について」をご覧ください。

※上記以外にも特例の対象となるものがありますので、詳しくは地方税法の規定をご確認ください。

(4) 課税免除又は不均一課税が適用される資産

高山市の条例で定める次の要件を満たす資産は、3 年間に限り固定資産税の課税の免除又は不均一課税が適用されます。該当資産がある場合は事前に税務課にご相談いただき、取得した翌年の 1 月 31 日までに固定資産税の課税免除申請書又は不均一課税申請書及び関係書類を提出してください。

① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により課税免除が適用される資産

◆対象資産：土地・家屋・償却資産※を取得又は製作もしくは建設（建物等については、増築・改築・修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）
※資本金の額が 5000 万円超である法人は新設・増設のみ。
◆価額要件：業種や資本金の規模によって異なる。（詳細は市ホームページ参照）
※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定。
◆対象業種：製造業、旅館業(下宿営業除く)、農林水産物等販売業、情報サービス業等
◆対象地域：清見町、荘川町、久々野町、朝日町、高根町、上宝町、奥飛騨温泉郷

② 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）により課税免除が適用される資産

◆対象資産：県の承認を受け、かつ国に課税特例の確認を受けた地域経済牽引事業計画に基づきその事業の用に供するために設置した施設等に係る家屋・償却資産※・土地
※詳細は岐阜県ホームページをご確認ください。https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16595.html

③ 地域再生法により課税免除・不均一課税が適用される資産

◆対象資産：県の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づき、特定業務施設等の用に供するために新設又は増設した土地・家屋・償却資産※（※価額要件等あり）
◆税　　率：移転型事業　1.4% → 3 年間 0%（課税免除）
拡充型事業　1.4% → 初年度 0%、第 2 年度 0.467%、第 3 年度 0.933%

※上記①～③のいずれも償却資産の対象は構築物と機械及び装置です。

3．評価額、税額等の算出と納税

償却資産については、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基に、申告された資産１件ごとの評価額を算出します。ただし、算出した評価額が取得価額の 5%を下回る場合は、取得価額の 5%が評価額となります。

(1) 評価額の計算方法

◆**前年中**に取得した資産：評価額＝取得価額×(１－減価率／2)
◆**前年前**に取得した資産：評価額＝前年度の評価額×(１－減価率)
※以降は毎年この方法により計算し、**取得価額の 5%まで償却**します。

【計算例】取得価額 700,000 円、取得年月令和 8 年 4 月、耐用年数 3 年の資産の場合
→耐用年数 3 年に応ずる減価率は 0.536　※下記(2)耐用年数に応ずる減価率表を参照

年度	計算式	評価額
令和 9 年度	700,000 円 × (１－0.536÷2)	512,400 円
令和 10 年度	512,400 円 × (１－0.536)	237,753 円
令和 11 年度	237,753 円 × (１－0.536)	110,317 円
令和 12 年度	110,317 円 × (１－0.536)	51,187 円
令和 13 年度	51,187 円 × (１－0.536) ＜ 35,000 円	35,000 円

※令和 13 年度で取得価額の 5%（35,000 円）を下回るため、以降は 35,000 円となります。

(2) 耐用年数に応ずる減価率表(一部抜粋)

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	6	0.319	10	0.206	14	0.152	18	0.120
3	0.536	7	0.280	11	0.189	15	0.142	19	0.114
4	0.438	8	0.250	12	0.175	16	0.134	20	0.109
5	0.369	9	0.226	13	0.162	17	0.127	25	0.088

減価率表

※各資産の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(別表１・2・5・6)に掲げる耐用年数（法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数）となります。(各資産の耐用年数について疑義がある場合は管轄の税務署へお問い合わせください。)

(3) 申告していただく方

◆ 令和 9 年１月１日現在で、高山市内に償却資産を所有されている方が対象となります。
◆ 資産を共有されている場合は、共有名義で代表の方が申告してください。
◆ 所有権留保付売買資産については、原則として借主が申告してください。(4 ページ参照)

(4) 課税標準額と免税点

◆ １月１日（賦課期日）現在高山市内に所有している資産の評価額の合計が課税標準額となります。
◆ 課税標準の特例が適用される場合（7 ページ参照）は課税標準額が減額されます。
◆ 償却資産の課税標準額の合計が 180 万円（免税点）未満の場合は課税されません。
(課税標準額の合計額が免税点未満で課税されない場合であっても申告は必要です。)

(5) 税率と税額の算出

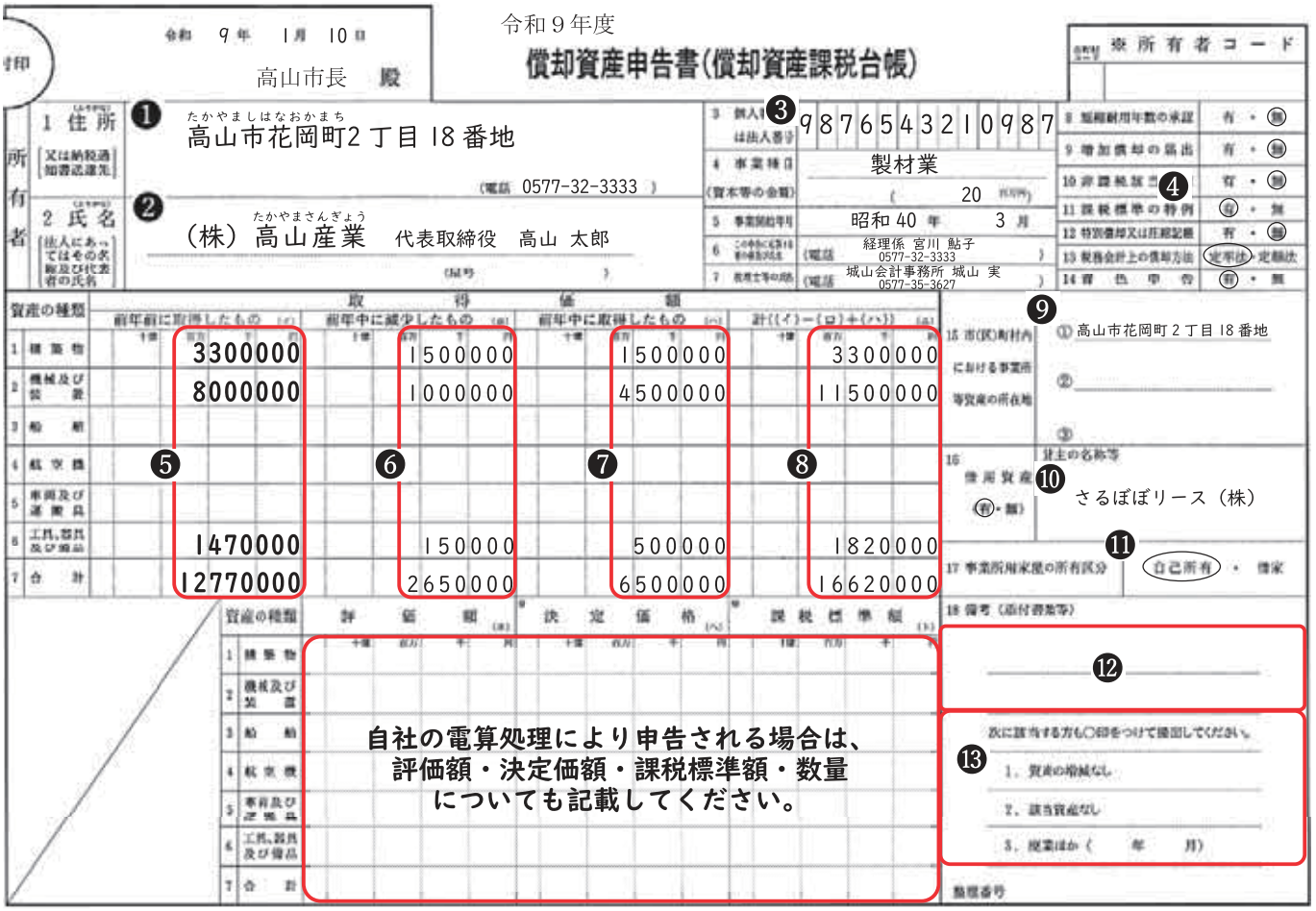
税額（100 円未満切捨）＝ 課税標準額（1,000 円未満切捨）× 税率（100 分の 1.4）

(6) 納税と課税台帳の閲覧

◆ 5 月中旬に納税通知書を送付します。
◆ 高山市内に土地や家屋を所有されている場合は、固定資産税をまとめて通知します。
◆ 免税点未満で課税されない場合は、納税通知書を送付しません。
◆ 納期は原則として 5 月末日、7 月末日、10 月末日、翌年 2 月末日の年 4 回です。
◆ 納税については、金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード・ネットバンキング決済のほか、口座振替もご利用いただけます。
◆ 申告等に基づいて決定した評価額等については、課税される年度の 4 月以降、高山市役所税務課においてご自身が所有されている資産に限り閲覧可能です。

4．申告書の書き方

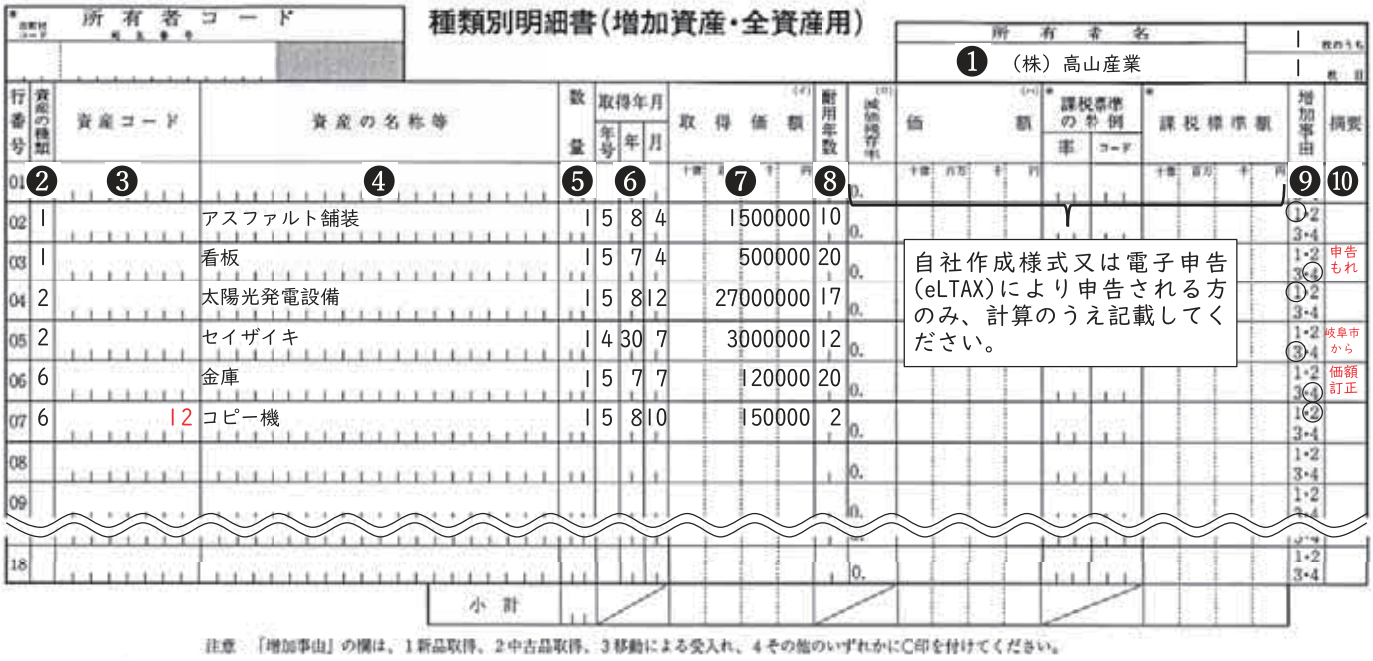
(1) 償却資産申告書の記入方法



No.	記入方法等
❶	印字されている**住所**に誤りや変更があれば訂正してください。
❷	印字されている**氏名**等に誤りがないか確認(法人は代表者名も記入)し、誤りや変更があれば訂正してください。
❸	マイナンバー制度における**個人番号又は法人番号**を記入してください。
❹	**課税標準の特例**や**非課税**該当の資産がある場合は、「有」を○で囲んでください。
❺	**前年前に取得したもの**に印字されている数字に誤り(過年度の申告もれや価額訂正等)がある場合は訂正のうえ、「18 備考欄」にその訂正事由等を記入してください。
❻	**前年中に減少したもの**を資産の種類ごとに集計して記入してください。
❼	**前年中に取得したもの**を資産の種類ごとに集計して記入してください。
❽	**計((イ)-(ロ)+(ハ))**には、増減後の合計額を記入してください。
❾	**市内における事業所等の所在地**を記入してください。
❿	**借用資産**(リース資産)がある場合は「有」を○で囲み、貸主の名称等を記入してください。
⓫	**事業所用家屋の所有区分**について、該当するものを○で囲んでください。
⓬	以下に該当する場合は空欄に具体的な内容を記入してください。 **◆譲渡があった場合** →**譲渡人の申告書**には譲渡した年月日と**譲受人**の住所・氏名を、**譲受人の申告書**には譲受した年月日と**譲渡人**の住所・氏名を記入してください。 **◆所有者の住所や氏名、送付先等に変更があった場合** →変更の事由(商号変更等)や変更の内容等を具体的に記入してください。 **◆以前の申告内容に誤りがあった場合** →誤りの内容等を具体的に記入してください。
⓭	以下に該当する場合は、該当の番号を○で囲み、必要事項を記入してください。 ◆前年度と**資産の増減がない**場合・・・「1．資産の増減なし」に○ ◆**該当する資産がない**場合・・・・・・「2．該当資産なし」に○ ◆**廃業**等があった場合・・・・・・・・「3．廃業ほか(年 月)」に○のうえ、廃業等の年月を記入

(2) 増加資産の種類別明細書（増加資産・全資産用）への記入方法

初めて申告される場合は全資産を、昨年度も申告をされている方は**増加した資産（申告もれ分を含む）を、申告済の資産に誤りがある方は修正部分を含めてすべて記入**してください。



No.	記入方法等
❶	**所有者名**を記入してください。
❷	**資産の種類**を下記から選んで番号で記入してください。 【1＝構築物、2＝機械及び装置、3＝船舶、4＝航空機、5＝車両及び運搬具、6＝工具、器具及び備品】
❸	申告済の資産で誤りがある場合のみ、申告資料(11ページ参照)に印字されている**資産コード**を転記してください。
❹	**資産の名称等**を漢字・ひらがな・カタカナ・数字・アルファベットにより20文字以内で記入してください。
❺	資産の**数量**を記入してください。
❻	資産の**取得年月**を記入してください。 年号は【5＝令和、4＝平成、3＝昭和】として、番号で記入してください。 ただし、**元日(1月1日)に取得**した場合は、その前年の12月を取得年月として記入してください。
❼	資産の**取得価額**(取引運賃、荷役費、運送保険料、関税等を含む)を記入してください。 ≪注意≫ ・改良費の支出がある場合は、本体部分と区分して記入してください。 ・地方税法では圧縮記帳の制度はありませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。 ・税込経理方式を採用されている場合は「消費税」を含んだ金額を記入してください。
❽	「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(別表1・2・5・6)に掲げる**耐用年数**(法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数)を記入してください。 ≪注意≫ ・各資産の耐用年数について疑義がある場合は、管轄の税務署へお問い合わせください。 ・中古資産について見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入してください。 ・短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数(6ページ参照)を記入してください。 耐用年数省令別表
❾	該当する**増加事由**を下記から選んで番号を○で囲んでください。 【1＝新規取得、2＝中古取得、3＝移動による受入、4＝その他(摘要欄に具体的に事由を記入)】
❿	次に該当する資産の場合は**摘要**欄にその内容を記入してください。 ◆ 市外から資産を移動した場合 →【例】「岐阜市から移動」(※同一事業所内での移動に限る) ◆ 課税標準の特例の適用を受ける場合(7ページ参照) →【記入例】「特附15の42」(地方税法附則第15条第42項による特例に該当する場合) ◆ 耐用年数の短縮を適用している場合(6ページ参照)→「短縮」 ◆ 増加償却を適用している場合(6ページ参照)→「増加償却」 ◆ 資産の申告誤り(申告もれ、価額や耐用年数の訂正等)があった場合 →【例】「申告もれ」、「価額訂正」 ◆ 上記の他、特記事項等があれば記入してください。→【例】「令和8年7月相続」

(3) 減少資産の種類別明細書（減少資産用）への記入方法

減少資産がある場合に**減少した資産のみ**記入してください。また、事業の廃業、法人の解散、相続等により資産が減少した場合も記入してください。

種類別明細書(減少資産用)

所有者コード　G

所有者名　❶（株）高山産業

行番号	❷資産の種類	❸科目コード	❹資産の名称等	❺数量	取得年月 年号	取得年月 年	取得年月 月	取得価額 ❼	❽耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 ❾	減少の事由及び区分 ❿	⓫摘要
01	❷	❸	❹	❺		❻		❼	❽		1・❾・4	❿	⓫
02	1	1	アスファルトホソウ	1	3	63	8	1500000	10		1・②・3・4	①・2	R7.4 廃棄　昨年申告もれ
03	2	4	セイザイキ	1	4	25	3	1000000	12		①・2・3・4	①・2	岐阜製材㈱へ売却
04	6	7	コピー機	1	4	30	10	400000	5		1・②・3・4	①・2	R8.11 故障により廃棄
05	6	12	パソコン	1	5	2	2	150000	4		1・②・3・4	1・②	3台の内、1台廃棄
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
			小計										

償却資産種類別明細書　（申告資料）

所有者名　　所有者コード　整理番号

所有者住所

資産の種類	資産コード 資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	経過年数	次年度予定評価額	決定価格	特例 率	特例 コード	課税標準額	備考

No.	記入方法等
❶	**所有者名**を記入してください。
❷	該当の資産を「種類別明細書(申告資料)」で確認し、**資産の種類**を転記してください。
❸	該当の資産を「種類別明細書(申告資料)」で確認し、**資産コード**を転記してください。
❹	該当の資産を「種類別明細書(申告資料)」で確認し、**資産の名称等**を転記してください。
❺	該当の資産を「種類別明細書(申告資料)」で確認し、**数量**を転記してください。 ただし、一部が減少した場合は減少した分の数量を記入してください。 【例】パソコン3台の内の1台を廃棄した場合 →「1」と記入
❻	該当の資産を「種類別明細書(申告資料)」で確認し、**取得年月**を転記してください。
❼	該当の資産を「種類別明細書(申告資料)」で確認し、**取得価額**を転記してください。 ただし、一部が減少した場合は減少した分の価額を記入してください。 【例】パソコン3台を450,000円(150,000円/台)で取得し、内1台を廃棄した場合 →「150,000」と記入
❽	該当の資産を「種類別明細書(申告資料)」で確認し、**耐用年数**を転記してください。
❾	該当する**減少の事由**を下記から選んで番号を○で囲んでください。 【1＝売却、2＝滅失、3＝移動、4＝その他(摘要欄に具体的に事由を記入)】
❿	該当する**減少の区分**を下記から選んで番号を○で囲んでください。 【1＝全部、2＝一部】 【例】パソコン3台の内の1台を廃棄した場合 →「2」に○
⓫	次に該当する資産の場合は**摘要**欄にその内容を記入してください。
	◆ 売却した場合 →【例】「岐阜製材㈱へ売却」
	◆ 一部が減少した場合 →【例】「3台の内、1台廃棄」
	◆ 市外へ移動した場合 →【例】「岐阜市へ移動」(※同一事業所内での移動に限る)
	◆ 申告もれがあった場合 →【例】「R7.4 廃棄 昨年申告もれ」 ※ 減少の申告もれについては減少した年月を明記してください。また、過年度分の更正を希望される場合は、減少した年月を確認できる書類等の提出が必要です。
	◆ 上記の他、特記事項等があれば記入してください。→【例】「廃業」、「軽自動車対象」、「相続」

5．申告もれ等に関する注意事項

資産の多少、増減の有無に関わらず申告書の提出は必要です。該当する資産がない場合や、解散・廃業・休業及び移転等の場合でも申告は必要となりますので、必ずその旨を記載し提出してください。

(1) 償却資産の調査について

高山市では地方税法の規定に基づき、順次、以下のような償却資産の調査を行っております。

① 税務署等へ提出された申告書の閲覧と高山市への償却資産の申告書との比較調査
② 店舗・工場・貸家等の現地調査（内部の確認等）
③ 各種帳簿類の閲覧

対象となった場合には、現地調査や各種帳簿類の提示（郵送含む）のご協力をお願いします。
なお、調査の結果、資産の未申告や申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正等をお願いすることがあります。

(2) 過年度への遡及等について

資産の申告もれ等が判明した場合には、**申告していただいた年度だけでなく、資産の取得年の翌年度（５年以上前の取得の場合は最長で過去５年度分）まで遡って課税される**ことになります。
過年度分について追加課税となった場合、納期は通常（4 回）とは異なり 1 回となります。また、**不足税額に係る延滞金が加算される場合があります**のでご留意ください。

(3) 不申告、虚偽の申告をされた場合

正当な理由なく申告をされない場合又は虚偽の申告をした場合は、地方税法に基づく過料等が科せられることがあります。申告もれ等のないようご留意いただき、期限までに申告してください。

申告書の提出はｅＬＴＡＸ(エルタックス)による電子申告をご利用ください！

高山市では､地方税ポータルシステム「ｅＬＴＡＸ(エルタックス)」による電子申告を受け付けています。専用ソフト(ＰＣｄｅｓｋ)をダウンロードすることにより、申告書の作成が容易にできます。

※エルタックスの操作方法等は、地方税共同機構（下記）へ直接お問合せください。

ホームページ：https://www.lta.go.jp/
ヘルプデスク：電話 0570-081459（上記の電話番号でつながらない場合は 03-6745-0720）
≪受付時間：土日祝、年末年始 12/29～1/3 を除く平日 9 時～17 時≫

番号法による本人確認について

個人番号(マイナンバー)を記載した申告書を提出していただく際には、番号法に基づく本人確認を実施しますので、提出の際には以下の確認資料を持参（郵送の場合は写し等を添付）してください。

本人が申告書を提出する場合	□**番号確認書類**(個人番号カード(裏面)、住民票(個人番号が記載されたもの)　等) □**身元確認資料**(個人番号カード(表面)、運転免許証、顔写真のない身分証明書２点　等)
代理人が申告書を提出する場合	□**本人の番号確認書類**(個人番号カード(裏面)、住民票(個人番号が記載されたもの)　等) □**代理人の身元確認書類**(運転免許証、社員証(法人の代理人の場合)、税理士証票　等) □**代理権確認資料**(委任状、税理代理権限証書　等)

申告書の提出について

◆ 申告書の提出は、各支所の税務担当窓口でも行うことができます。
◆ 郵送による提出で、受付印を押した申告書の控えの返送が必要な場合は、返信用封筒（返信先を明記して切手を貼り付けたもの）を同封してください。
◆ 自社作成様式により郵便で提出される場合は、高山市が作成した申告書等を同封して提出してください。

提出及び問合せ先

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町２丁目 18 番地
高山市役所 税務課 資産税係(償却資産担当)
【電話】0577-35-3627（直通）
【ＦＡＸ】0577-35-3163
【ＨＰ】https://www.city.takayama.lg.jp/index.html

高山市ＨＰの広報ＩＤ検索で「1014597」を入力
又は　高山市　償却資産　検索